

◇審査基準◇

処分の種類	空家等管理活用支援法人の指定
根拠法令	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）
根拠法令の条項	第 23 条第 1 項
法令の定め	第 23 条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実にを行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。
審査基準	支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長はこれを行わないこととする。
標準処理期間	-
設定年月日	令和 5 年 12 月 22 日
所管課	都市整備部住宅まちづくり課
申請窓口	都市整備部住宅まちづくり課